

- 1 議案名 文化財の指定の諮問について
- 2 提案理由 別紙のとおり，県指定文化財への申請があったので，文化財の指定について，徳島県文化財保護審議会に諮問したい。
- 3 関係法令 文化財の保護に関する条例第30条

(指定申請文化財)

種別	名称	員数	所在地	保存団体
無形民俗文化財	海正八幡神社の祭礼		阿南市橋町大浦	海正八幡神社

(参考)

文化財の保護に関する条例 (抜粋)

(指定等)

第二十四条 委員会は、県の区域内に存する無形文化財(法第七十一条第一項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを徳島県指定無形文化財(以下「県指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 委員会は、前条の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。

3 第一項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

(県指定有形民俗文化財及び県指定無形民俗文化財の指定)

第三十条 委員会は、県の区域内に存する有形の民俗文化財(法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを徳島県指定有形民俗文化財(以下「県指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち県にとって重要なものを徳島県指定無形民俗文化財(以下「県指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による県指定有形民俗文化財の指定には、第八条第二項から第六項までの規定を準用する。

3 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定には、第二十四条第三項の規定を準用する。

4 第一項の規定による県指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(昭五〇条例五七・平一七条例五一・一部改正)

徳島県文化財指定基準 (抜粋)

県無形民俗文化財

1 風俗慣習のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの

- (1) 由来、内容等において県民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で、芸能の基盤を示すもの

2 民俗芸能のうち、次の各号の一に該当し、特に重要なもの

- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの

県指定申請無形民俗文化財 「海正八幡神社の祭礼」

【概要】

海正八幡神社は万寿年間（1024～1027）に現在の阿南市桑野に創建され、文永6（1269）年、現在の阿南市橘町大浦138番地に再興されたと伝わる。古文書によると、再興から現在に至るまで、織原家が宮司を務めている。

申請のあった祭礼は、神社本殿から北東約550mに位置する御旅所を拠点に、橘の旧街道等で繰り広げられる秋の例大祭である。祭礼の起源は明らかでないが、織原家に伝わる古文書から近世末期に遡ると考えられる。ただし、「ケンカだんじり」としてマスコミ等で紹介された、だんじりのぶつけ合いが始まったのは昭和20年代と考えられる。

祭礼は毎年10月1日から3日に行われる。1日午前8時頃の宿振りに始まり、浦安の舞、神輿巡行、だんじり巡行、けんかだんじり、獅子舞、たたら音頭、船歌等、多様な神事・行事が繰り広げられる。

申請者は宗教法人海正八幡神社であるが、橘町内4地区につくられる組（東、中、先、西）が大きな役割を担う。各組には総代を中心に、お年寄りから壮年、青少年、小学生に至るまで幅広い年代の住民が集う。各組は、だんじりでは競い合うものの、協力して祭礼を継承しており、祭礼が地域の紐帯となっている。

主立った神事・行事は次のとおり。

9月

各組の小学生が、太鼓でだんじりのお囃子の練習を始める。地区の民家や商店等を訪れて披露し、門付けの性格をもつ。

10月1日

宿振り（振り込め）：午前8時頃、旧街道の東端で行われる「宿振り（振り込め）」で、祭礼が幕を開ける。大名行列の奴練りを模したものと考えられ、先頭に赤鬼、最後尾に青鬼が立つ。御旅所に向けて移動し、数カ所で行われる。本殿と御旅所でも行われる。※写真①②

神輿巡行：午後1時から本殿で神事が行われた後、「ちょーさじゃ」のかけ声をかけながら町内を巡行する。宮司が同行し、港など数カ所で祝詞を奏上する。※写真③④

だんじり：東・中・先・西の各組が、だんじりを持つ。引き手は青年・壮年の男性、小学生男児が乗り込みお囃子を担当する。午後6時頃から、東・中・先・西組のだんじりが巡行し、未明まで旧街道でぶつけあう。もう1台の城戸だんじりは、女兒がお囃子を担当し「女だんじり」と呼ばれ、ぶつけあいに参加しない。※写真⑤⑥

獅子舞：4台のだんじりが御旅所に帰った後、西組が獅子舞を奉納する。獅子舞の担当は高校生男子。「鎮めの舞」といわれ、1頭の獅子を鬼役の男性が頭を押さえつけ誘導する珍しい形態である。※写真⑦⑧

10月2日

午後5時頃から「女だんじり」が巡行し、午後6時頃から御旅所で豊栄の舞、浦安の舞、獅子舞が奉納された後、4台のだんじりが巡行し、ケンカだんじりが行われる。この日も、だんじりが御旅所に走り込んだ後、獅子舞が奉納されて終了する。

なお、2日間のだんじり巡幸の際、保存会の男性が御旅所やだんじりに乗り込むなどして「たたら音頭」を唄う。

10月3日

御旅所で午後1時30分に保存会が「船歌」を唄った後、宿振りが行われる。その後、神輿が御旅所から本殿に還御し、だんじりが各地区の倉庫に帰り祭礼が終了する。※写真⑨



⑤



⑥



⑦



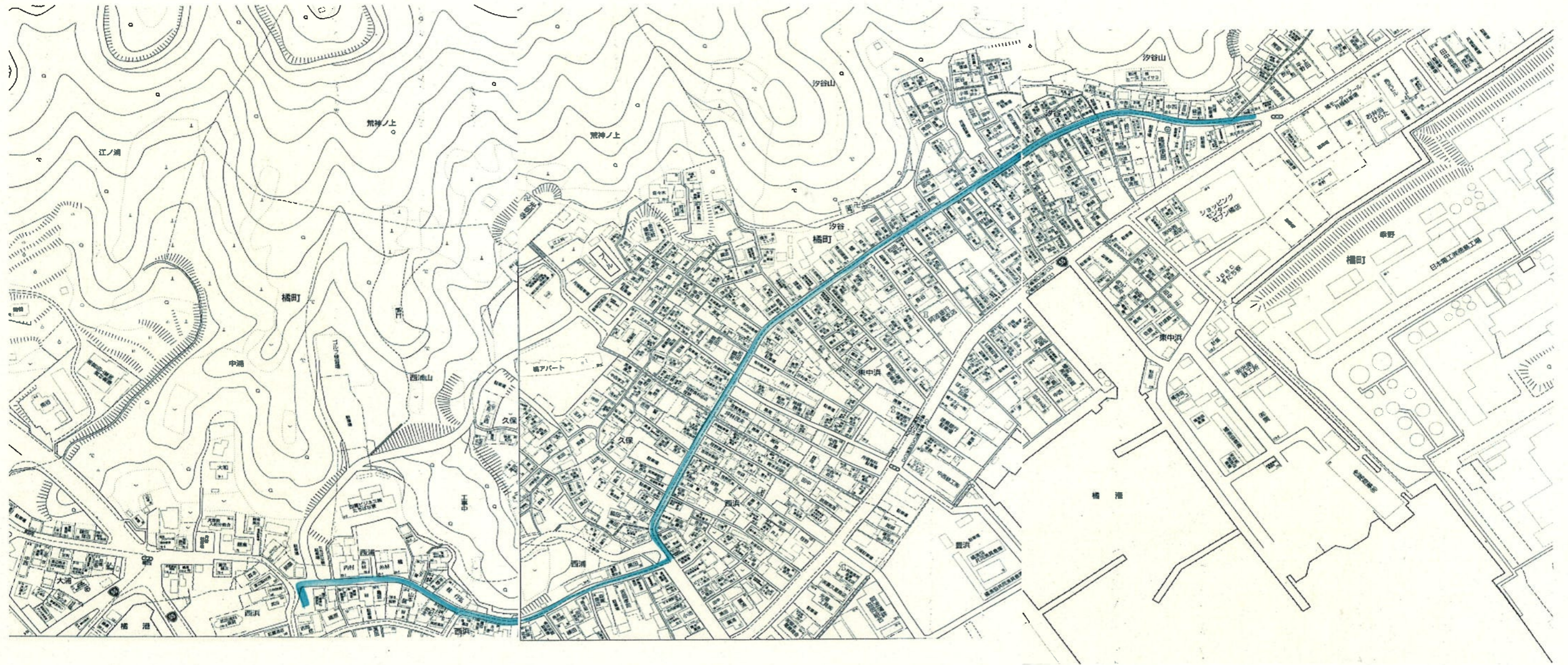
⑧



⑨



海正八幡神社の祭礼 宿振り・だんじり巡行ルート



海正八幡神社の祭礼 神輿巡幸ルート

凡例

- 祝辞をあげた場所
- 接待を受けた家
- 海正八幡神社本殿、御旅所





意見書

阿南市教育委員会

教育長 新居 正秀



海正八幡神社は11世紀に創建され、13世紀に現在の橘町大浦に再興されたと伝わり、神社所有の古文書は「織原家文書」として昭和43年に阿南市指定文化財として指定されている。

祭礼は江戸時代の初期より、海上の安全と大漁を祈願して始まったとの説があるが定かではない。現在も使用されている神輿に書かれた墨書や、古文書の記述によると、江戸時代末期には現在の祭りの形が出来ていたことがうかがえる。海正八幡神社の祭礼は、一般的には「橘のケンカだんじり」として有名であるが、だんじりを激しくぶつけ合うようになったのは昭和20年頃からで、人間同士が祭りで喧嘩をしないようにとの意味合いがある。

10月1日から3日にかけて、宿振・浦安の舞・獅子舞・ケンカだんじりなど、様々な行事・神事が行われ、祭礼の構成が多様性に富んでいる。

また、地域の結びつきが大変強く子どもから高齢者に至るまで、各世代が縦の関係で固く結ばれていることも、古き良き日本の祭礼の形が色濃く残っている証拠であり、徳島県にとっても貴重な民俗文化財であるといえる。

担当課 阿南市市民部文化振興課

徳島県指定無形民俗文化財申請書

一 種別及び名称 海正八幡神社の祭礼

二 保存団体の氏名、住所 海正八幡神社 阿南市橘町大浦

三 創始及び沿革 海正八幡神社は十一世紀の創建で、十三世紀後半に現在地に再興されたと伝わる。

江戸時代初期より、海上の安全と大漁を祈願して祭礼が始まったとの説があるが、創始年代は定かではない。現在も使われている神輿の墨書や古文書の記述によると、江戸時代末期には今の祭りの形ができていたことがうかがえる。

一般にケンカだんじりとして知られているが、昭和二十年頃より、人間同士が祭りで喧嘩をしないように、だんじりをぶつけ合ったのが始めとされる。

四 内容 毎年十月一日から三日にかけて開催される秋の例大祭である。一日の午前八時、宿振（振込）で祭礼が始まり、浦安の舞・神輿行幸・だんじり巡幸・ケンカだんじり・獅子舞・たたら音頭・舟唄など、三日間に渡り様々な神事・行事が行われる。

五 用具の大要 宿振は奴姿に扮し、赤い袋を腰から下げた若者が行う。先頭に赤鬼、しんがりに青鬼を連れ、二人一組となり、縦に七列を形成する。赤鬼と青鬼は自らの色に応じた棒を持つ。一列目は赤色の布を先端に付けた「台傘」と呼ばれる槍と、黒色の布を先端に付けた「立傘」と呼ばれる槍をそれぞれ構え、二列目はハサミ箱と呼ばれる柄の左右に箱が付いた道具を持ち、残りは毛槍を持っている。宿振は地域の四地区が一年ごとに交代して行っており、若者たちの握りしめている布の色は地区ごとに決められている。

東・中・先・西・城戸の五地区がそれぞれにだんじりを所有し、管理をしている。城戸組のだんじりは女だんじりであり、ケンカだんじりには参加しない。

重量が四トンにもなるだんじりの屋根には、「やんだし」と呼ばれる四メートルを超える竹の棒がついており、そこから提灯がぶらさがっている。打子に使用される楽器は、大太鼓・小太鼓・鼓・鉦で構成されており、だんじりの中で演奏する子どもたちは、激しいぶつかり合いの最中でも決して演奏を止めない。

祭りの夜に行われる獅子舞には、「獅子覆」という布をかぶり、二人で構成される一

頭の獅子と、「鬼」と呼ばれる獅子を誘導する役が一名参加する。鬼は一本の棒を持ち、獅子を誘導する。

六 申請の理由 海正八幡神社の祭礼は「橋のケンカだんじり」として、マスコミで度々取り上げられるなど、全国的にも知られている。浦安の舞を奉納する神社は少なくなく、宿振り、だんじりは県内の他地域でも継承されているが、たたら音頭は数少ない。また、奉納される獅子舞は鎮めの意味合いがあるといわれ、鬼が獅子の頭をpushさえつけるように誘導する形態は独特である。これら多様な神事・行事が三日間にわたり、神社・地域を挙げて練り広げられ、構成に多様性を有することが最大の特徴である。

橋地区の人口は現在二〇〇〇人台にまで減少しており、最盛期の半数以下になっている。しかし、子供・青年・壮年・古老といった各世代が縦の関係で固く結ばれており、古き良き日本の祭りの形が色濃く残っている祭礼行事となっていることも、徳島県にとつて貴重な民俗文化財であるといえる。

七 保存の方法 氏子総代や神社による保存活動の他、近年では橋町たたら音頭保存会が設立されるなど、活発な保存活動が行われている。また、各地区がそれぞれで保存活動をしており、だんじりの修理や打子の指導等を行っている。

八 その他参考となるべき事項

阿南市指定文化財 「織原家文書」

『阿南市史 第一巻』 昭和六十二年 阿南市市史編さん委員会

『阿南市史 第五巻』 平成二十四年 阿南市市史編さん委員会

「女だんじり三題」『徳島地域文化研究3』 二〇〇五年 高橋 晋一

徳島県伝統文化総合活性化計画「徳島県祭り・行事調査」に基づく計画「平成二十六年三月 徳島県地域伝統文化総合活性化委員会

右のものを、徳島県指定無形民俗文化財に指定して下さるようお願いいたします。

平成二十八年一月二十九日

申請者 住所 阿南市橋町大浦二三八番地

宗教法人海正八幡神社代表役員 織原 英文

徳島県教育委員会殿





宿振（しゆくふり）振りこめ



神輿の宮出し



たたら音頭



だんじり巡行



御旅所での獅子舞

海正八幡神社祭礼

10月2日



御旅所



振りこめの道具類





御舟唄の奉納



神輿を御旅所から神社へ



神輿を神社へ



だんじりを地区へ移動



御霊を遷した後、神輿を再び御旅所へ

